

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月27日

岩手県公安委員会

委員長 小野 公代

岩手県公安委員会規則第10号

岩手県警察職員定数規則の一部を改正する規則

岩手県警察職員定数規則（昭和32年岩手県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後						
別表（第2条関係）					別表（第2条関係）						
所 属	区 分	警察官	警察官	合 計	所 属	区 分	警察官	警察官	合 計		
			以外の 警察職 員				以外の 警察職 員				
警察 本部	警務 部	[略]			警務 部	[略]			警務 部		
		警務課	[略]	31		46	警務課	[略]		32	47
		留置管理課	25	[略]		26	留置管理課	26		[略]	27
		[略]				[略]					
	生活 安全 部	[略]			生活 安全 部	[略]			生活 安全 部		
		地域課	18	[略]		19	地域課	20		[略]	21
		通信指令課	20	[略]		21	通信指令課	21		[略]	22
		[略]					[略]				
		生活環境課	12			12	生活環境課	13			13
		[略]				[略]					
	交通 部	[略]			交通 部	[略]			交通 部		
		交通指導課	17	[略]		18	交通指導課	18		[略]	19
		[略]					[略]				
		交通機動隊	37	[略]		38	交通機動隊	39		[略]	40
		高速道路交通警察 隊	94	[略]		96	高速道路交通警察 隊	95		[略]	97
		公安課	59	[略]		61	公安課	65		[略]	67
	警備 部	警備課	16	5	21	警備 部	警備課	19	6	25	
		警衛対策課	26	2	28		機動隊	34	[略]	35	
		機動隊	33	[略]	34						
		[略]				[略]					
	調整定数				調整定数	2		2			
	計	781	[略]	1,014	計	776	[略]	1,009			
警察 署	盛岡東	225	[略]	235	警察 署	盛岡東	227	[略]	237		
	盛岡西	143	[略]	150		盛岡西	145	[略]	152		
	岩手	60	[略]	63		岩手	61	[略]	64		

[略]				[略]					
計		<u>1,372</u>	[略]	<u>1,458</u>	計		<u>1,377</u>	[略]	<u>1,463</u>
[略]				[略]					

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。